

【2024年度 成績評価基準】

(1) 成績評価は、法科大学院の学位授与の方針（ディグリー・ポリシー）を踏まえ、授業科目ごとに「到達目標」を設定し、履修者の達成度に応じて行う。具体的には、各科目における学修成果についてプロセス評価50%、期末試験50%の評価比率による絶対評価を行い、70点以上を合格とする。

(2) 成績評価区分は、以下の6段階とする。ただし、「ローヤリング」、「模擬裁判」及び「エクスターンシップ・クリニック」については、その成績評価を「修了」または「不可」とする。

評語	評点	基準
A+	90点以上	到達目標を十分に達成し、極めて優秀な成果を収めている。
A	85～89点	到達目標を達成し、優秀な成果を収めている。
B+	80～84点	到達目標を達成し、良好な成果を収めている。
B	75～79点	到達目標を達成し、一定の成果を収めている。
C	70～74点	到達目標を概ね達成している。
不可	70点未満	到達目標を達成していない。

(3) 「A 法律基礎科目群」の中の「Ⅰ基礎科目」「Ⅱ基幹科目」については、特に厳格な成績評価を行い、同一の成績区分に評価が集中することは避けるよう努める。C以上の成績を得た者が10名以上の科目にあっては、原則として、「A+」及び「A」の合計が30%以内、「A+」、「A」及び「B+」の合計が60%以内、「A+」、「A」、「B+」、「B」の合計が80%以内を目安とする。

※GP及びGPAの定義

GPとは、各年次の対象科目の成績評価を下記のとおり得点化したものをいい、
GPAとは、GPを各科目の単位数倍した和を、単位数の総和で除したものをいう。

A+：5点，A：4点，B+：3点，B：2点，C：1点，不可：0点

(4) 成績評価は、①各学期終了時に行われる試験、②各回の講義における発表・討論など授業への学生の取り組み、レポート、小テストなどを総合的に評価して行う。

なお、授業回数の3分の1を超えて欠席した場合は、当該授業科目の成績評価を「不可」とする。

ただし、「学生の通学が困難となる事由が発生した場合における授業等の取扱いについて」に基づく公欠・準公欠・出席停止の場合は、出席として扱う。